

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-13)

政策分野名	林業の持続的かつ健全な発展	公表時期	平成23年11月
担当部局名	林野庁 〔 林野庁経営課/整備課/研究・保全課 〕	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と 林業・木材産業の持続的 かつ健全な発展
政策の概要	<p>森林資源が成熟期を迎えつつあり、利用可能な資源が増加していることや、木材の需要構造が品質及び性能の明確な製品を大量かつ安定的に求めるものに変化している状況にある中、林業の持続的かつ健全な発展を図る。 このため、望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保のための施策を推進する。</p>		
政策に関係する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 ○総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日) <ul style="list-style-type: none"> 三 閉塞状況の打破—経済・財政・社会保障の一体的建て直し(「強い経済」の実現) ○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ 【2020年までの目標】『木材自給率50%以上』 (森林・林業の再生) 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 強みを活かす成長分野 <ul style="list-style-type: none"> I. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト 3. 森林・林業再生プラン 	評価実施予定時期	平成24年度

施策(1)		望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保									
目標①		施業集約化 ^(注1) 等の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 森林組合による長期経営・ 施業受託面積(私有林)	2,532千ha	21年度	前年度より 増加	—	前年度 (21年度: 2,532千ha) より増加	—	—	—	—	—	森林組合員が所有する森林面積は、私有林のうち約7割を占めていることから、これらの森林について、森林組合が行った長期経営・施業受託面積の推移を把握することにより、私有林における施業集約化の推進状況を把握することが可能である。 このため、「森林組合の長期経営・受委託面積(私有林)」を前年よりも増加させることを目標として設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、23年度の目標値は、22年度の目標を記入している。
目標②		人材の育成・確保 ^(注2)									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 准フォレスター ^(注3) の育成人数	0人	22年度	1,500人	27年度	420人	690人	960人	1,230人	1,500人	平成25年度からのフォレスター認定開始を目指しているが、フォレスターに準じた役割を当面担う者である准フォレスターを平成23年度から平成27年度までに段階的に育成することとしている。 なお、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)において、「都道府県、国の職員を准フォレスターとして活用(1.5～2千人を研修により確保)」とされていることから、5年後の平成27年度の准フォレスターの育成人数1,500人を目標値として設定した。	
(イ) 森林施業プランナー ^(注4) の育成 人数	1,697人	22年度	2,100人	23年度	2,100人	/	/	/	/	施業の集約化を推進するため、森林施業プランナーの育成・能力向上を図ることとしている。 なお、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)において、「平成23年度までに基礎的な研修を受講した者を約2千人育成」とされていることから、平成23年度の森林施業プランナーの育成人数2,100人を目標値として設定した。	
(ウ) フォレストマネージャー ^(注5) 等 の育成人数	151人	22年度	5,000人	32年度	451人	751人	1,051人	1,351人	1,651人	23～27年度までは、「緑の雇用」現場技能者育成対策により、毎年300人の現場管理責任者を育成し、28年度からは毎年700人が現場管理責任者の研修を修了することが見込まれる。 なお、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)において、「10年後の平成32年度の目標として、「フォレストマネージャー(総括現場管理責任者)等 約5千人」とされていることから、平成32年度のフォレストマネージャーの育成人数5,000人を目標値として設定した。	

目標③		林業労働安全の向上								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					23年	24年	25年	26年	27年	
(ア) 林業労働死者数	50人	19年	35人以下	27年	42人以下	40人以下	38人以下	37人以下	35人以下	厚生労働省が定めた「第11次労働災害防止計画」(計画期間:H20～H24年度)に基づき、林業関係の目標として、死者数については平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させることから、平成19年死者数50人を5年間で20%減少させるため、平成23年は42人以下、平成24年は40人以下とするとともに、25年以降についても同様に、年4%減少させるという考え方により、毎年度の目標値を設定した。
施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	森林組合統計等により毎年度末に前年度実績を把握。						
			達成度合の判定方法	おおむね有効:実績値>前年度の実績値 有効性の向上が必要:実績値=前年度の実績値 有効性に問題:実績値<前年度の実績値						
	目標②	指標(ア)	把握の方法	日本型フォレスター育成研修事業の実績により把握。						
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
	目標②	指標(イ)	把握の方法	森林施業プランナー育成対策事業等の実績により把握。						
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
	目標②	指標(ウ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技術者育成対策の実績により把握。						
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
目標③	指標(ア)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握。							
		達成度合の判定方法	おおむね有効:毎年の目標値以下(死者数が減少した)の場合 有効性に問題:基準値を上回った場合 有効性の向上が必要:上記以外の場合							

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

<p>注1 施業集約化</p>	<p>林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。</p>
<p>注2 「人材の育成・確保」の基本的考え方</p>	<p>林業の再生のためには、生物多様性の保全等の環境面にも配慮しつつ、持続的な森林経営を実現した上で、その採算性を回復することが重要である。このため、小規模森林所有者の森林をとりまとめる施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの導入を進めコストダウンを図るとともに、木材の安定的な供給を実行することが必要であり、そのためには、こうした事業を現場段階で実行し得る、専門的かつ高度な知識・技術を有する技術者・技能者の育成が求められている。 また、利用期を迎えつつある森林資源を活用した持続的な森林経営を全国各地で進めるためには、そのベースとなるべき、各地域における長期的視点に立った森林づくりのマスタープランを作成し、その実行に向け指導し得る技術者が必要となる。 このため、「フォレスター」、「森林施業プランナー」、「フォレストマネージャー等」の育成を推進することとしている。</p>
<p>注3 准フォレスター</p>	<p>准フォレスターとは、平成25年度からフォレスター認定開始を目指しているため、フォレスターに準じた役割を当面担う者であり、都道府県職員や国職員等のうち一定の研修等を受けた者。なお、フォレスターとは、森林の取扱い等の計画作成や路網作設等の事業実行に直接携わり、指導等を行うなどの実務経験を基礎とし、長期的視点に立ち、目標をもって森林づくりを計画し、的確に指導できる技術者である。</p>
<p>注4 森林施業プランナー</p>	<p>森林施業プランナーとは、路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。</p>
<p>注5 フォレストマネージャー等</p>	<p>フォレストマネージャー等とは、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を修了し登録された者。複数の現場を統括管理するフォレストマネージャー(統括現場管理責任者)のほか、担当する現場を管理するフォレストリーダー(現場管理責任者)が該当する。</p>

政策手段一覧（政策分野名：13. 林業の持続的かつ健全な発展）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成19年)	-	-	-	①、③	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(2)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年)	-	-	-	①、②	都道府県知事による林業経営改善計画の認定、都道府県知事による合理化計画の認定、森林の所有権の移転や施業等のあっせん等 都道府県知事に認定された林業経営改善計画、合理化計画の認定者等に必要な資金等の支援を行うことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(3)	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年)	-	-	-	①、②	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る。 農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等への明確化を行うことにより、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。
(4)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	②	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業。 林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うことにより、森林施業が適切に行われ、経営基盤の安定化が進み、人材の育成・確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(5)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	①、②、③	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(6)	森林組合法 (昭和53年)	-	-	-	①、②、③	本法に基づき、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理運営に係る業務に対する指導、助言を実施することにより、森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(7)	林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年)	-	-	-	②、③	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じることにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(8)	森林国営保険法 (昭和12年)	-	-	-	①、②、③	政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(9)	森林整備加速化・林業再生事業 (平成21年度) (関連: 政策分野 12、14)	123,844 (123,844)	15,500 (15,500)	0	①、②、③	<p>間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進める。</p> <p>戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある中、新成長戦略に位置づけられている「森林・林業再生プラン」に基づき、林業を成長産業として再生するための対策を緊急に進め、雇用拡大、地域活性化が図られることにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用が推進され、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上や国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。</p>
(10)	森林・林業・木材産業づくり交付金 (ハード、ソフト) (平成21年度) (関連: 政策分野 12、14、19)	27,900 (23,704)	8,860 (8,649)	1,610	①、②、③	<p>森林の有する多面的機能の発揮等に資する林内路網の整備、林業機械の導入、木材処理加工施設の整備等に必要な経費について、都道府県等に対する一体的な支援。</p> <p>本支援により、都道府県等地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保することとし、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用の推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上及び国産材の供給・利用量の拡大に資する施策を総合的かつ計画的に推進に寄与する。</p>
(11)	森林整備地域活動支援交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野 12)	8,562 (8,539)	0 (0)	3,000	①	<p>森林施業の集約化及び施業の実施のために必要となる森林情報の収集及び森林境界の明確化その他の地域における活動を支援。</p> <p>間伐などの森林の手入れを行う上で必要な森林情報の把握などを支援することにより、間伐などの森林の手入れが推進され、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用の推進、施業集約化等の推進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(12)	農山村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、7、9、10、11、12、14、17)	40,829の内数 (38,485の内数)	31,579の内数 (29,662の内数)	18,357の内数	①、②、③	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 本支援により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等の山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(13)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主)	520 (520)	520 (520)	443	②	森林整備の担い手である森林所有者等に、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援。 本支援により、人材の育成・確保に寄与する。
(14)	森林整備効率化支援機械開発事業 (平成19年度) (主、関連: 政策分野19)	95 (95)	221 (212)	196	①	多様な形態の森林整備や低コストの作業システムに対応し得る高性能林業機械等の開発・改良を実施。 長伐期化等多様な森林整備に対応する高性能林業機械の開発、地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械等の改良及び低コスト・効率的なバイオマス収集・運搬システムの開発を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。
(15)	がんばれ!地域林業サポート事業 (平成20年度) (主、関連: 政策分野19)	70 (70)	120 (120)	111	①	高性能林業機械の入手コストの軽減等(特に初期投資の軽減と経理の簡素化)を通じた林業事業者の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援。 本支援により、施業集約化等の推進に寄与する。
(16)	林業就業促進資金 (平成8年度) (主、関連: 政策分野19)	5 (0)	5 (0)	5	②、③	各都道府県の林業労働力確保支援センターが、新たに林業に就業しようとする者に対し、就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付けることにより、円滑な就業を支援を行うことにより、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(17)	先進林業機械改良・新作業システム 開発事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	30 (29)	69	①	導入・改良された先進林業機械を現地の作業条件に適合するよう更なる改良を行うとともに、普及・定着を図るため現地検討会等を実施。 利用間伐を推進し、森林施業のコスト低減を図るために、現場に導入・改良された先進林業機械を実際に稼働させ、地域の作業条件に適合するよう更なる改良を行い、生産性の高い作業システムを開発することで、施業集約化等の推進に寄与する。
(18)	日本型フォレスター育成研修事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	- (-)	161	②	市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援し、地域の森林づくりの全体像を描くフォレスターの育成。 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有したフォレスターを育成し、市町村森林整備計画の策定等森林計画制度を現場で担う市町村を支援することにより、利用期を迎えつつある森林資源を活用した持続的な森林経営を全国各地で進め森林・林業再生プランの実現を図ることで、人材の育成・確保に寄与する。
(19)	日本型フォレスター活動・育成支援 事業 (平成23年度) (主)	- (-)	- (-)	148	②	市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援し、地域の森林づくりの全体像を描くフォレスターの育成。 森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有したフォレスターを育成し、市町村森林整備計画の策定等森林計画制度を現場で担う市町村を支援することにより、利用期を迎えつつある森林資源を活用した持続的な森林経営を全国各地で進め森林・林業再生プランの実現を図ることで、人材の育成・確保に寄与する。
(20)	フォレスター、森林施業プランナー 育成対策事業 (平成23年度) (主)	- (-)	- (-)	236	①、②	地域の森林づくりの全体像を描くフォレスターの育成研修プログラムの改善、集約化施業の設計図を描く森林施業プランナーの育成等を行う。 利用期を迎えた人工林資源を活用した持続的な森林経営を進めるため、そのベースとなる地域の森林づくりのマスタープランを作成して実行に向けて指導し得る日本型フォレスターや、小規模森林所有者の森林をとりまとめ施業の集約化等を行う森林施業プランナーなどの技術者を育成することで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(21)	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 (平成23年度) (主)	- (-)	- (-)	5,530	②、③	フォレスター・森林施業プランナーが描いた地域の森林づくりのビジョンに基づき、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成。 路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業を担う現場技能者人材の段階的かつ体系的な育成を通じ、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給を図ることで、人材の育成・確保・林業労働安全の向上に寄与する。
(22)	特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野 12、19)	- (-)	- (-)	33	①、②	消費者の信頼を確保し、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化に向けた取組に対して支援。 特用林産の振興を図ることにより、収入機会の増大を通じた山村地域の活性化や、我が国の食生活及び伝統文化の維持に貢献し、その生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することにより、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、に寄与する。
(23)	災害復旧関係資金利子助成事業 (平成23年度1次補正) (主)	- (-)	- (-)	1次補正:505	①、②、③	被災した林業者等が事業を復旧するための、資金に対する利子助成及び、無担保・無保証人貸付けのための出資。 被災した林地・林道・林業施設等を応急的に復旧するための資金や、被災した林業者に必要な運転資金について支援措置を講ずることにより、被災地の復興及び施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(24)	森林組合経営再建緊急支援事業 (平成23年度1次補正) (主)	- (-)	- (-)	1次補正:23	①、②、③	被災した森林組合等の経営再建のための、利子助成。 東日本大震災により被災した森林組合等において、経営再建及び経営維持安定のために必要な資金を民間金融機関から借り入れた場合に、その借入金に対する利子助成を実施し、被災森林組合等の早期復興を図ることにより、復興材をはじめ国産材の安定供給、地域経済の復興に資することを目的とすることにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(25)	森林保険事業 (昭和12年度) (主)	2,347 (708)	2,276 (729)	2,165	①、②、③	政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(26)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務 (平成20年度) (関連: 政策分野 5)	34,954 (20,973)	22,018 (19,172)	18,395	①、②、③	日本公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通するとともに、被災林業者の復旧の取組みに必要な資金の金利を引き下げることにより、林業者の資金需要に応じた資金調達 の円滑化に寄与する。
(27)	株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務 (平成20年度) (関連: 政策分野 5)	346 (175)	192 (178)	120	①、②、③	日本公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金等の交付。 日本公庫が指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、林業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(28)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税: 措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	国税:<-> (<22>) 地方税:<-> (<->)	国税:<-> (<26>) 地方税:<-> (<->)	国税:<23> 地方税:<->	①	森林組合等のあっせんによる農地保有の合理化のための土地の譲渡に対し、特別控除を適用。 本特例措置により、林地の集約化が図られ、施業集約化等の推進に寄与する。
(29)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税:<-> (<102>) 地方税:<-> (<27>)	国税:<-> (<101>) 地方税:<-> (<29>)	国税:<80> 地方税:<26>	①、②、③	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者等に限定)。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(30)	山林所得の概算経費控除 [所得税: 措法第30条] (昭和28年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①、②、③	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。 本特例措置により、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(31)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税:措法第57条の10、第68条 の59] (昭和41年度)	国税:<-> (<27>) 地方税:<-> (<10>)	国税:<-> (<25>) 地方税:<-> (<9>)	国税:<24> 地方税:<9>	①、②、③	貸倒引当金の繰越限度額を法定繰入額の16%増しとすることができる特例措置。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(32)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2] (平成13年度)	国税:<-> (<16>) 地方税:<-> (<7>)	国税:<-> (<14>) 地方税:<-> (<6>)	国税:<14> 地方税:<6>	①、②、③	農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とする措置。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(33)	特定計画山村林についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5] (平成14年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	①、②、③	相続又は遺贈により取得した森林施業計画対象山林について、相続人が引き続き森林施業計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林施業計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。
(34)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税:措法第57条の5、第68条 の55] (昭和28年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	①、②、③	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金を損金に算入できる特例措置。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。